

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

2019年 2月 27日

住 所 東京都世田谷区奥沢 7-5-13
グリーンテラス自由が丘 201
名 称 株式会社ソニックガー
代表取締役 倉 貴 義

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

当社は労務管理ツール業界への新規参入を目指しており、このたび勤怠管理ツールの開発・販売を新規事業として検討している。従来の勤怠管理ツールは従業員本人の「打刻」を前提として労働時間管理の効率化を支援していたが、打刻とPCログなどの客観的データに不整合が生まれやすく、未払い残業等が発生するリスクがあった。また、打刻ミス（漏れ）の修正対応や打刻とPCログの突合といった作業負担も小さくなかった。

当社の新サービスでは、パソコンのログオン・ログオフ時間等、各労働日ごとの様々な客観的記録をもとに、労働時間を自動的に算出・記録するという仕組みになっている。このプロセスにおいては、労働時間の把握のために、客観的データをベースとしつつ、簡便な操作による従業員本人の確認を組み合わせることで、「打刻」が不要となるとともに、顧客の作業負担を軽減しながら労務リスクの発生を防止できると考えている。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新商品の開発又は生産」に該当する。



2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

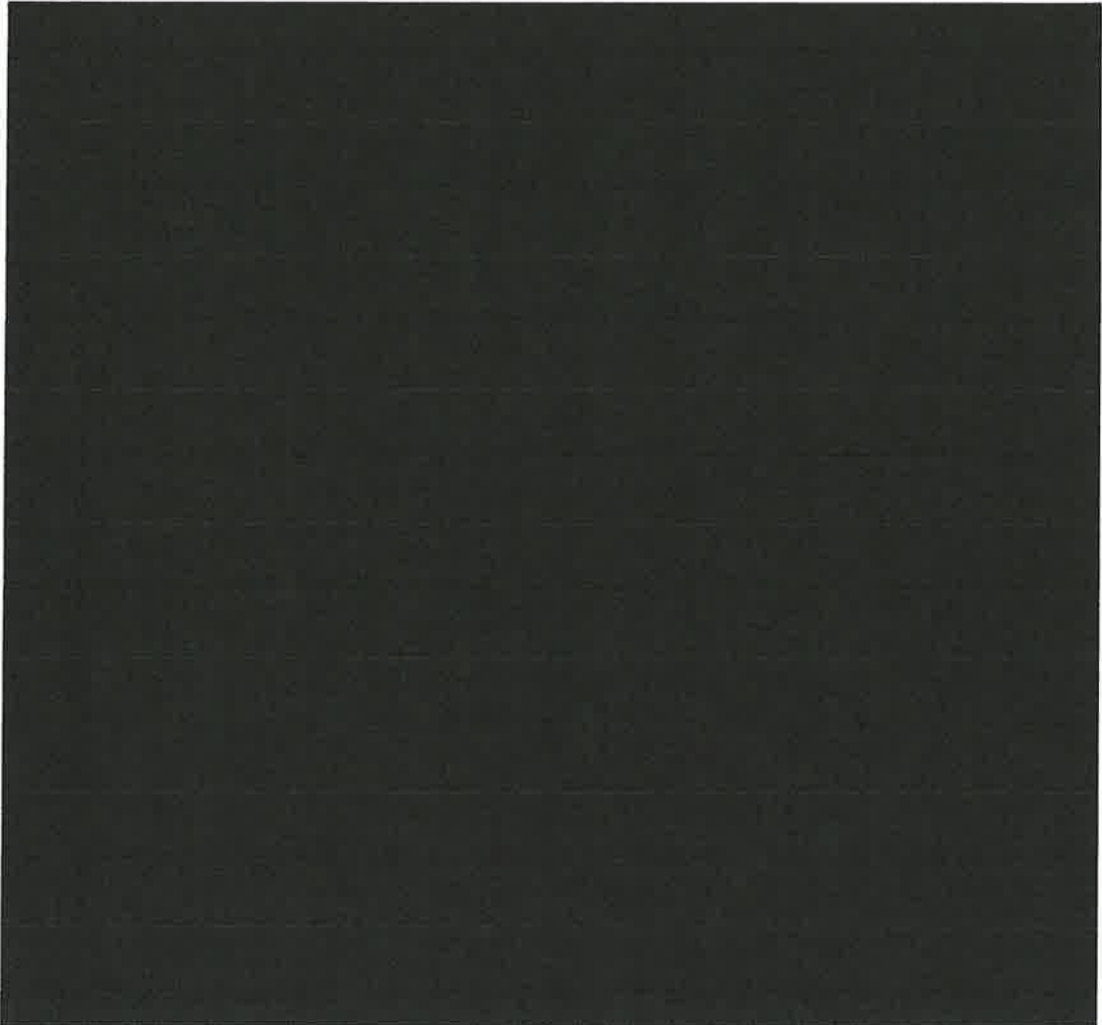
サービス利用者：当社顧客

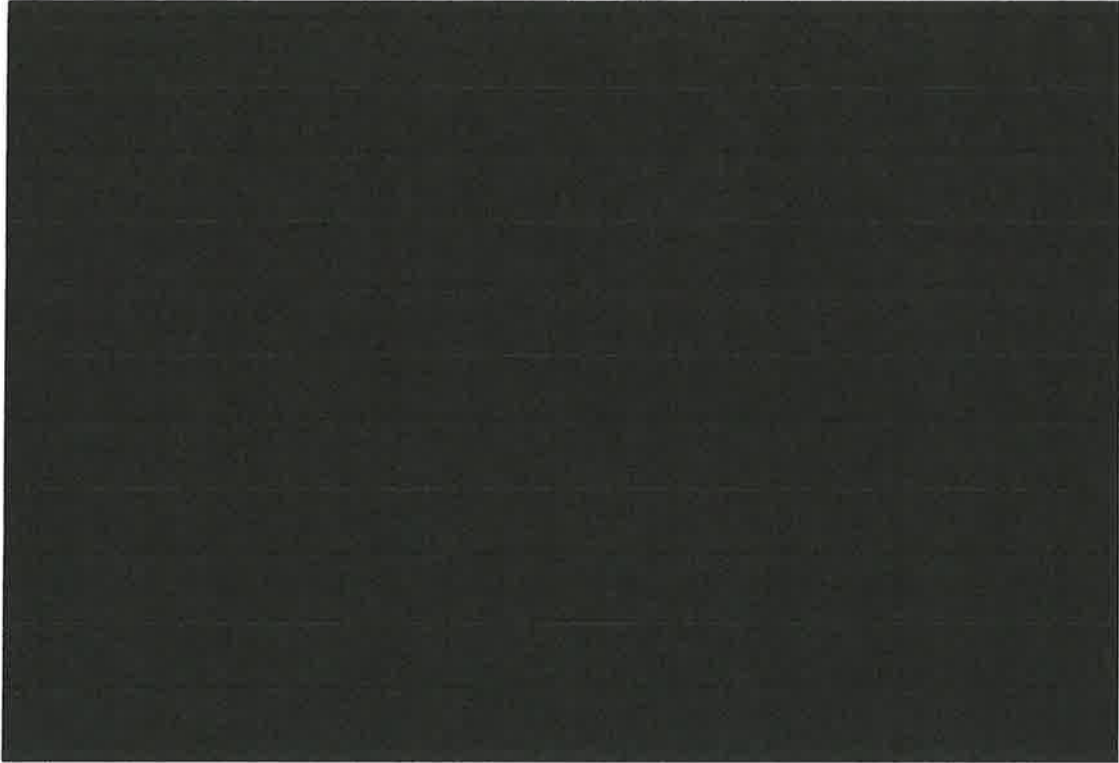
(2) 事業概要

当社が新たに提供しようとするサービス（以下「本サービス」という。）は、勤怠管理ツール（具体的には、労働時間の記録ツール）である。


特徴としては、(1)パソコンのログオン・ログオフ時間等、各労働日ごとの様々な客観的記録をもとに、労働時間を自動的に算出・記録すること（明らかに勤務実態に反するなどやむを得ない場合に限り、各労働者が修正等することがある。）(2)打刻を用いないこと、が挙げられる。「タイムカード等の客観的な記録に基づくことを原則としつつ、自己申告制を併用して労働時間を把握している」（平成29年1月20日基発0120第3号）形である。

なお、本サービスはクラウドサービスである。



- 
- (3) 新事業活動を実施する場所
本サービスを導入する顧客各社

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期



4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

労働基準法

(賃金台帳)

第108条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

労働基準法施行規則

第54条第1項 使用者は、法第百八条の規定によって、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。

第5号 労働時間数

労働安全衛生法 ※平成31年4月1日改正法施行後

第66条の8の3 事業者は、第六十六条の八第一項又は前条第一項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者（次条第一項に規定する者を除く。）の労働時間の状況を把握しなければならない。

労働安全衛生規則 ※平成31年4月1日改正法施行後

(法第六十六条の八の三の厚生労働省令で定める方法等)

第52条の7の3第1項 法第六十六条の八の三の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。

5. 具体的な確認事項

顧客が、本照会書2. (2)記載の本サービスを利用して行う、顧客における労働者の労働時間の把握が、(1)労働基準法に基づく「労働時間」の把握(記録)方法として適切なものであること、及び(2)改正労働安全衛生法に基づく「労働時間の状況」の把握方法として適切なものであることを確認したい。

<当社の考え>

(1)労働基準法に関する考え方について

労働基準法第108条及び労働基準法施行規則第54条第1項第5号においては、使用者が、労働者の「労働時間」を記録すべきことが定められており、また、労働基準法は、そのほかにも、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者には、労働者の労働時間を適切に管理すべき責務がある。

これらを踏まえ、その適正な把握措置の参考とすべく設けられている「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の「4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置」においては、労働時間の記録のために適切な方法が挙げられている。

以上のとおりであるので、本サービスを利用して行う、顧客における労働者の労働時間の把握は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置」に適合したものである。したがって、労働基準法に基づく労働者の「労働時間」を把握する方法として適切なものであると考える。

(2)労働安全衛生法に関する考え方について

平成31年4月1日施行の改正労働安全衛生法第66条の8の3及び改正労働安全衛生規則第52条の7の3第1項の規定によって、事業者が、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法によって、労働者の労働時間の状況を把握することが義務付けられている。

また、これに関連して、平成30年12月28日基発1228第16号の「第2 面接指導等(労働安全衛生法令関係)」の答8において、「労働時間の状況の把握」について、「労働者がいか

なる時間帯にどの程度の時間、労務を提供し得る状態にあったかを把握するものである。」とされている。



以上のとおりであるので、本サービスを利用して行う、顧客における労働者の労働時間の状況の把握は、「タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法」であると言え、改正労働安全衛生法に基づく「労働時間の状況」の把握方法として適切なものであると考える。

6. その他

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあつては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 具体的な確認事項には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。